

民間資金等活用事業推進委員会第21回合同部会議事概要

日 時：平成14年4月23日（火） 14：30～16：30

会 場：中央合同庁舎4号館共用第2特別会議室

出席者：西野部会長、山内部会長、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、広井専門委員、中村専門委員、三井専門委員、光多専門委員、
美原専門委員、森専門委員、山下専門委員、山代専門委員

事務局：竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、嶋田企画官、木村参事官補佐、
大塚参事官補佐、菅野参事官補佐、丹野参事官補佐

議事概要

専門委員の異動について

事務局より、佐々木忠恭専門委員が専門委員を退任され、新たに、みずほコーポレート銀行プロジェクトファイナンス部長広井友水氏が専門委員として任命された旨、報告。

前回までのヒアリングを踏まえた課題の整理等について

事務局より、資料1に基づき英国におけるPFIの現状等について、資料2に基づきヒアリングにおいて抽出された主な課題・論点について、報告。

【質疑】

<英国におけるPFIの現状等について>

- ・NAOが全案件のVFMについてレポートを出している。それも参考になるのでは。
スカイブリッジの案件について、最終段階で入札参加者を1社に限定したため競争原理が働かないとはどういう意味か。
- ・この案件は入札辞退して結果1社になったと記憶している。
(事務局)資料の原典には、1991年4月に優先交渉権者が選ばれた結果、この時点から別
の入札参加者に切り換える選択肢がなくなったという記述がある。

<ヒアリングにおいて抽出された主な課題・論点について>

- ・金融機関が出来るだけ早い段階でPFI事業に参画できる環境を作っていくべきではないか。金融機関の融資検討内容がより精緻化されることで、入札者には安心感を与える一方で、PFI事業に参画する金融機関の裾野も広がり、ひいてはPFI事業の安定的な資金調達に資する。
- ・約30年の履行保証というのは、これだけの長期間の事業リスクを評価することが非常に難しく、現実的ではない。また、3ページの、「SPCではなく公共を支払の相手方とする建設工事に係る履行保証保険の設定が望まれる。」という点も検討してみないといけ
ないが、対応はやや難しいと考えられる。
- ・検討すべき課題は、制度的な課題と実務的な課題に分けられるのでは。その上で、この

合同部会として何をするのかを議論すべき。

(事務局) 今回の整理はヒアリングの結果を忠実にまとめたもの。確かに課題は実務的なものから制度的なものまであるが、その点は次回以降予定している各省ヒアリングの議論を経た上で整理したいと考えている。

- ・これまでのガイドライン等の議論でペンディングとしていた 이슈もあるのですが、各省ヒアリングの後にそれも整理した上で議論した方が良い。ワーキング等で整理するのの一案。その上最終的な方向を出すべき。
- ・アドバイザーの資格審査を厳密にすべきという論点も重要。ガイドラインでも推奨しているが、もう少し補足が必要ではないかと感じた。

また、多段階選抜についてもガイドライン記述があるが、より丁寧な補足が必要かと思う。

- ・多段階選抜は制度上可能であるが、現実には資格審査等、応募者がほとんど通ってしまうようなケースが多く、結局、多数のグループが提案準備をすることで、民間側のコストセーブになっていないことが問題。
- ・VFM評価の根拠となる数値の公表を義務づけるべきではという議論があるが、競争の適正さを担保するのであれば、事後的に数値を公表することでよいと思うが、実際の議論がどうであったか確認したい。

また、株式等の将来的な譲渡について、「一定の条件のもと、譲渡要件を緩和することも検討していくべきではないか。」とあるが、その条件について、具体的に明確になっている部分があれば補足いただきたい。

- ・ここでの数値のみの公表というのは、VFMが%で表現されているケースが一般的である中で、むしろ絶対額で公表してほしいという意見。民間として合理的な入札参加を行うため、ある程度のターゲットがわかっていないと、無駄な労力を費やしてしまうということあるという視点からの意見ではないか。

(事務局) 出資金あるいは劣後ローンの譲渡の条件について、具体化している事業では、実際に公共の承諾を条件としているものもあり、承諾要件により譲渡が認められるケースもあるということ。

- ・VFMについては、とりあえずガイドラインがあるが、さらに例示を入れるなど、具体的なアクションをとれるようなものにしてはどうか。
- ・資料2の意見等は、制度改正に持っていくもの、具体的に明確化してほしいという要望、単なる愚痴、質問の内容が不明であるものに分けることができる。及びを取り上げて、今後どのような形で推進委員会が取り組んでいくのかの整理が必要であろう。

(事務局) 資料2はヒアリングの結果を整理したものであり、本日はこれ以外の課題を示していただければというのが、事務局としての考え。今後の各省からのヒアリングを踏まえ、最終的にどのような形でまとめるかを検討することを考えている。

- ・課題によっては実務的に解決している問題もあり、そのような情報は何らかの形で早期に公開したい。ガイドラインのときから実務上は随分ノウハウが蓄積しているはずだが、残念ながらベストプラクティスの検討をしてこなかった。PFI推進委員会でまとめる

のは分掌上難しい面があるが、それが出せばかなり問題は解決できるだろう。

(事務局) 課題の中である程度解決がなされているものについては、今後、例えばQ & A方式等で整理して発表していく方法も考えられる。

・現在行われているPFI事業の中間的な評価方法・体制についても今後の課題となるのでは。

(事務局) ご指摘のとおり、PFIの定量的、定性的なメリット、デメリットの検証は重要。ただし、現時点では、実際に事業実施までに至っている案件は少ない上、事業主体が地方公共団体であるため、国として個別の案件に対して意見することは難しい。実際、事務局としては、個別の事業についても、できる限り地方公共団体にご協力いただいて把握している。また、第三者評価については民間の力も期待している。

・PFIは調達手法の一種であり、事業評価という点では、通常の公共事業の評価結果が出ないと比較ができないという意味で難しい点もある。

事務局からの説明

・資料3に基づき今後のスケジュールにつき説明。

次回の民間資金等活用事業推進委員会合同部会について

平成14年5月20日の週を目途に開催予定。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681